平成27年度事務事業評価外部評価用説明シート

事務事業番号 07-0		07-02-17	事務事	業名	子供の広場整備事業		
	所管部課名	環境安全部環境政	· 注 注 注				
	事業の概要について 						
	目 的 (何のために)	子どもの遊び場を	確保すること				
	対 象 (誰を何を対象にして いるか)	広場を利用する子					
	実施方法 (事業形態)	□ 直営(委託 ■ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他	□ 一部委託 (一部委託先: □ 指定管理				
	根拠法令		例,(市)子どもの 画,(市)緑の基本		包含要綱		
	①借り上げについて 「子供の広場」の借り上げについては、民有地については地権者に賃借料を支払い又は公租公課をし、賃貸借契約を結んだ上で整備している。公有地については東京都など土地の所有者から借り上で整備している。東久留米市都市公園条例においては、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を5㎡以上と気いる。この標準は、都市公園法施行令の標準(市の区域内で10㎡以上)を参酌し、定めたものであ市立の都市公園は、平成26年4月1日現在で住民1人当たり1.65㎡と、条例上の標準面積に満たな況である。市立の都市公園に、都立公園や墓園などの面積を加えて計算しても、市内の公園面積に1人当たり3.32㎡である。そこで、これを補完するために民有地を借り上げ、広場として整備し、住民に開放している。②維持管理について「子供の広場」のほか、東久留米市立児童遊園条例に基づき、児童遊園として市の土地を住民に見ている。そこで、「子供の広場」及び児童遊園において、事業者への委託により年間を通じた清掃・草刈・剪定・消毒・遊具の点検・補修など維持管理を行っている。						
	コストの概要に 平成26年度費	^或 26年度決算見込額	庁内に	連事務事業について に関連する 無し 事務事語 事業の有無 番号	→「有」の場合、その事務事業概要等記載 業		
	事業費 38,9	の8千円 内訳(主な項目)			事業名		
	特定財源	項目 	名 事業費	事業棚			
	財場を対象の表別である。		È				
	訳		費				
	人件費 (理論値) 5,9	第用 107千円	費 2,001千円				
	L. DII 77 L	その15千円 ところ	他 36,907千円				

事業実績について

本事業に係る児童数や広場等の整備箇所、土地の借り上げおよび維持管理にかかる費用などについては、以下のとおりとなっている。

年度	児童数	広場等	事業費	
(平成)	(1月1日現在)	箇所数	面積(㎡)	(千円)
26	17,986	32	43,089.06	38,908
25	18,024	33	43,478,06	39,602
24	17,990	33	43,493.08	41,584

内訴	5	広場等の整備					事業費(千円)			
年度	F	子供の広場		児童遊園		需用費	その他			
(平成		箇所数		面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)		使用料 (土地借上げ料)	委託料 (清掃委託など)	その他
	26		28	40,603.76	4	2,485.30	2,001	28,362	7,145	1,400
	25		29	40,992.76	4	2,485,30	1,822	28,695	8,374	711
	24		29	41,007.78	4	2,485.30	1,794	29,503	8,406	1,881

所管課評価

本整備事業を続けていくことが、子どもの遊び場と、住民1人当たりの公園面積を確保するために欠かせない。ただし、 事業として継続することと、コストの削減を両立させることは難しい。また、施設設備(フェンス、遊具、砂場等)の老朽 化や、樹木の高木化が進んでいることも1つの課題である。植物の繁茂に草刈が追い付かない広場が一部にあるため、清掃 や草刈など維持管理の回数の増加を検討する必要がある。

外部評価結果

東久留米市都市公園条例に定められている住民1人当たりの公園面積を補完する手段として整備していくとの市側の立場 は一定程度理解するところであるが、事務事業の目的に照らせば、本来的には、子どもたちが遊びに行きたくなる、維持管 理の行き届いた空間の整備・充実を図っていくことが重要である。そのためには、学校や保育園、あるいは自治会等に協力 を要請するなどの可能な限り費用負担をともなわない方法を駆使して、子どもの遊び場に対する市民ニーズを的確に把握し ていく努力が必要である。

また、地域の公共的・公益的活動を行うNPO法人、市民活動団体等の協働の主体となり得る団体に維持管理を委ねていくことについても、あわせて調査・研究されたい。

外部評価結果を受けての担当課所見

子供の広場については、そのほとんどが民有地のため、原状に復して返還を求められる可能性が常にある。このことから、施設的な市民要望になかなか対応しづらい状況がある。このため、現在の姿を基本とし、草刈りや樹木の剪定等予算の制約があるものの、維持管理の充実に努めていく。

そのような中で、ご指摘いただいたNPO法人等協働の主体となり得る団体に子供の広場の維持管理を委ねていくことについては、既に公園ボランティア制度や協定により市民団体等に公園や森の広場の維持管理などをお願いしている部分があることから、子供の広場につきましても検討していきたいと考えている。

課題及び今後の対応について(行財政改革推進本部)

担当課の考え方により取組みを進めていくこととする。